# 発生届出が出されてから
# 保健所での対応のフローチャート

## 医療機関

**結核の診断**

**菌検査**

**喀痰塗抹検査**
3回の検査により周囲への感染を判断する。
**培養検査および同定検査**
菌検出の確認、およびそれが結核菌か否かの確認をする。
・培養検査（4～8週間）
・核酸増幅法（迅速法）
**薬剤感受性試験**
耐性薬剤がある場合は、治療内容を再検討する。
化学予防対象者がいる場合は、INH耐性でないかを確認する。

**治療**
- 外　来
- 入　院

**退　院**

**治療終了**
終了日を知らせる

**結核患者発生届**
（法）１２条
排菌の有無にかかわらず、結核の治療を必要とする患者が出たとき、医師は直ちにもよりの保健所へ届け出る。

**指定医療機関制度**
（法）３８条
感染症予防法による公費負担を担当する機関で、都道府県知事が指定する。
公費負担医療を行う前に指定を受ける必要がある。

**医療費公費負担申請書**
（法）37条、37条２
治療費の公費負担を受けるために、治療開始前に３ヶ月以内の胸部Ｘ線写真を添付して、保健所を経由して都道府県知事へ申請する。

**結核患者入院届**
（法）５３条
結核患者が入院した場合は、病院の管理者は７日以内にもよりの保健所へ届け出なければならない。

**結核患者退院届**
（法）５３条
結核患者が退院した場合は、病院の管理者は７日以内にもよりの保健所へ届け出なければならない。

**定期病状報告委託健診**

## 保健所

**発生登録票の作成**
（法）５３条

**入院勧告・措置**（法）１９条
**意見を述べる機会の付与通知書**
**就業制限**（法）１８条

**入院医療費公費負担決定通知書**
**患者票・協議会の意見書**
**２０条の入院勧告書**

**結核発生動向調査システム**
全国の結核患者情報は厚生労働省へ送られ、分析・還元されている。

**患者面接と家庭訪問**
（法）５３条
・不安の軽減
・服薬の動機づけと療養支援
・接触者の把握

**感染症の診査に関する協議会**
（法）２４条
・入院勧告
・就業制限
・医療について診査
・一般患者に対する医療についての診査

**家庭訪問**
・患者の療養支援
・被感染者への化学予防の支援

**管理健診**
（法）５３条
年２回行い、治療終了後２年間は再発の有無を確認する（保健所での健診は無料）

**極的疫学調査**
（法）１５条
発生の予防、又は発生の状況、動向及び原因を明らかにする必要があるときは調査できる

**保健所内症例検討会**

**接触者健康診断**
（法）１７条
**感染源の追求と被感染者の早期発見**
患者家族･接触者に対して勧告書の発行
胸部Ｘ線検査、QFT血液検査、ﾂﾍﾞﾙｸﾘﾝ反応検査など　（保健所での健診は無料）